

## 春の全国交通安全運動

4月6日(金)から15日(日)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまち別海町を目指しましょう。

### 重点項目

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

問合せ／防災交通担当 (内線2116・2117)

## 納め忘れにご注意ください

平成29年度の町道民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税の納期は全て終了しています。

口座振替の設定を行っている方でも、残高不足などの理由で振替ができないまま未納になっている場合がありますので、いま一度領収書類等を確認の上、不明な点や未納と思われる税目がありましたら下記担当へご連絡ください。

### 本年度の債権調査 差押件数

|              |        |
|--------------|--------|
| ■債権の調査       | 4,334件 |
| ■債権の差押       | 108件   |
| (平成30年2月末時点) |        |

問合せ／収納対策担当 (内線1115・1116)

FAX 75-2773

**督促や催告を無視し続けると、調査や差押えの対象となります**

## べつかい協働のまちづくり補助金

町では、より良いまちを目指し活動する団体を支援することを目的に「べつかい協働のまちづくり補助金(公募型・一般型)」を設けています。詳細については、募集要項をご確認ください。

また、対象となる事業の確認や不明な点があれば、右記担当までお早めにご相談ください。

### ■受付期間

- (1)公募型(前期) 4月2日(月)から4月27日(月)まで
- (2)一般型 4月2日(月)から翌年1月31日(木)まで

### ■募集要項設置場所

町ホームページ、役場総合政策課、各支所、各連絡事務所、各公民館、図書館、総合スポーツセンター

問合せ／まちづくり推進担当 (内線2211・2212)

## 町長とまちづくりについて話しませんか

町では協働のまちづくりを推進するため、町民の皆さんの希望に応じ、町長と皆さんとの懇談会を実施しています。懇談会のメニューは下記のとおりとなっていますので、ぜひ皆さんの声をお聞かせください。

お問い合わせ、申し込みは下記担当まで。

### 町長と話しませんか

- 内容 懇談を希望する団体から申し込みを受け、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり懇談します。
- 対象 町内会等の自治会および町で活動している各種団体
- 主催 申し込みをした団体

問合せ／まちづくり推進担当 (内線2211)

### ミルクミーティング

- 内容 懇談を希望するおおむね5名以上の町民で構成された団体から申し込みを受け、牛乳等を飲みながら、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり気軽に懇談します。
- 対象 町内会等の自治会および町で活動している各種団体
- 主催 町が主催し役場庁舎で開催

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 制度の見直しについて



## 均等割 2 割、5 割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2 割、5 割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

| 所得が次の金額以下の世帯             | 軽減割合  |
|--------------------------|-------|
| 33万円＋<br>(27万円×世帯の被保険者数) | 5 割軽減 |
| 33万円＋<br>(49万円×世帯の被保険者数) | 2 割軽減 |

【平成30年度から】

| 所得が次の金額以下の世帯                        | 軽減割合  |
|-------------------------------------|-------|
| 33万円＋<br>( <b>27万5千円</b> ×世帯の被保険者数) | 5 割軽減 |
| 33万円＋<br>( <b>50万円</b> ×世帯の被保険者数)   | 2 割軽減 |

## 所得割の軽減割合が見直しされました

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

| 所得が次の金額以下の方                | 軽減割合  |
|----------------------------|-------|
| 所得から33万円を引いた額が<br>58万円以下の方 | 2 割軽減 |

【平成30年度から】

| 所得が次の金額以下の方                | 軽減割合        |
|----------------------------|-------------|
| 所得から33万円を引いた額が<br>58万円以下の方 | <b>軽減なし</b> |

## 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

| 区 分                | 所得割    | 均等割   |
|--------------------|--------|-------|
| 被用者保険の<br>被扶養者だった方 | かかりません | 7 割軽減 |

【平成30年度から】

| 区 分                | 所得割    | 均等割          |
|--------------------|--------|--------------|
| 被用者保険の<br>被扶養者だった方 | かかりません | <b>5 割軽減</b> |

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

## 1 年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

| 平成29年度 | 平成30年度      |
|--------|-------------|
| 57万円   | <b>62万円</b> |



## 保険料の計算方法（平成30年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割  
【1人当たりの額】  
**50,205円**

+

所 得 割  
【被保険者本人の所得に応じた額】  
(平成29年中の所得－33万円)×**10.59%**

=

1年間の保険料  
**【限度額62万円】**  
(100円未満切り捨て)

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## 食事療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

| 区 分       |                   |           | 平成30年3月まで | 平成30年4月から        |
|-----------|-------------------|-----------|-----------|------------------|
| 現役並み所得・一般 |                   |           | 1食につき360円 | <u>1食につき460円</u> |
| 住民税非課税世帯  | 指定難病の医療受給者証をお持ちの方 |           | 1食につき260円 | 1食につき260円        |
|           | 区分Ⅱ               | 90日までの入院  | 1食につき210円 | 1食につき210円        |
|           |                   | 90日を超える入院 | 1食につき160円 | 1食につき160円        |
|           | 区分Ⅰ               |           | 1食につき100円 | 1食につき100円        |

## 生活療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

| 区 分                            | 生活療養標準負担額<br>(居住費部分) | 平成30年3月まで | 平成30年4月から        |
|--------------------------------|----------------------|-----------|------------------|
| 以下のいずれにも該当しない方<br>(医療の必要性の低い方) |                      | 1日につき370円 | 1日につき370円        |
| 医療の必要性の高い方<br>(指定難病患者を除く)      |                      | 1日につき200円 | <u>1日につき370円</u> |
| 指定難病患者                         |                      | 1日につき 0円  | 1日につき 0円         |
| 老齢福祉年金受給者                      |                      | 1日につき 0円  | 1日につき 0円         |



### 問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当

TEL 75-2111 (内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合

TEL011-290-5601